

第3編 風水害等対策編

第3部 災害復旧・復興計画	3-180
第1章 公共施設の災害復旧対策	3-180
第1節 災害復旧事業計画の作成	3-180
第2節 災害復旧予算措置	3-180
第2章 ライフライン関連施設等の復旧対策	3-181
第1節 水道施設	3-181
1. 復旧対策	3-181
2. 漏水防止対策	3-181
第2節 電気施設	3-182
1. 送電設備	3-182
2. 変電設備	3-182
3. 通信設備	3-182
4. 配電設備	3-182
第3節 通信施設	3-182
1. 東日本電信電話(株)における復旧の順位	3-182
第4節 農林・水産業施設	3-183
1. 農業用施設	3-183
2. 林業用施設	3-183
3. 漁港施設	3-184
第5節 公共土木施設	3-184
1. 道路施設	3-184
2. 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	3-184
第3章 被害者等の生活再建等の支援	3-186
第1節 民生安定化措置の基本的な考え方	3-186
第2節 被災者台帳の作成と利用	3-187
1. 被災者台帳の作成	3-187
2. 被災者台帳の利用	3-187
第3節 被災者の生活確保	3-187

1. 雇用の維持に向けた事業主への支援（実施機関：地域振興課）	3-187
2. 被災者生活再建支援金（県防災危機管理部）	3-187
3. 鋸南町被災者生活再建支援金（実施機関：総務企画課）	3-188
4. 公営住宅の建設等（県土整備部）	3-190
5. 町税の免除等の措置（実施機関：税務住民課）	3-190
6. 県税の減免等（県総務部）	3-191
7. 生活相談（実施機関：税務住民課、警察署）	3-191
8. その他の生活確保	3-192
第4節 被災者への融資	3-193
1. 災害援護資金（県防災危機管理部）	3-193
2. 生活福祉資金（県健康福祉部）	3-194
第5節 被災企業等への融資	3-194
1. 中小企業への融資（県商工労働部）	3-194
2. 農林漁業者への融資（県農林水産部）	3-196
第4章 激甚災害の指定	3-200
第1節 激甚災害指定の手続き	3-200
第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告	3-200
第3節 激甚災害指定の基準	3-201
第4節 特別財政援助額の交付手続き等	3-201
第5章 義援金の受領・配布	3-202
第1節 義援金品の決定及び周知並びに受け付け	3-202
1. 町に寄託された義援金	3-202
2. 県が募集する義援金	3-202
3. 義援金募集団体が募集する義援金	3-203
第2節 配分	3-203
第3節 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	3-203
第6章 災害復興	3-204
第1節 災害からの復興に関する基本的な考え方	3-204
第2節 想定される復興準備計画	3-204
1. くらしの復興	3-204

2. 地域の復興.....	3-204
3. 住宅の復興.....	3-205
4. 産業の復興.....	3-205
第3節 復興計画の作成.....	3-205
1. 災害復興対策本部の設置	3-205
2. 災害復興方針・計画の策定	3-205
3. 災害復興事業の実施	3-205

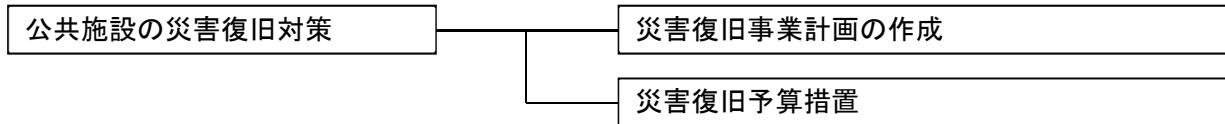
第3部 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧対策

実施体制〔総務企画課、保健福祉課、地域振興課、建設水道課、教育委員会〕

公共施設の災害復旧対策は「第2編 第3部 第1章 公共施設の災害復旧対策」に基づき次の通りとする。

<施策の体系>



第1節 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画の作成は「第2編 第3部 第1章 第1節 災害復旧事業計画の作成」に基づき次の通りとする。

町は災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれに所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因・状況等を的確に把握し、再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、速やかに効果があがるよう、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を以下に示す。

- (ア) 公共土木施設災害復旧計画
(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港、下水道、公園)
- (イ) 農林水産業施設復旧事業計画
- (ウ) 上下水道災害復旧事業計画
- (エ) 住宅灾害復旧事業計画
- (オ) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (カ) 病院等災害復旧事業計画
- (キ) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (ク) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (ケ) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (コ) その他災害復旧事業計画

第2節 災害復旧予算措置

災害復旧予算措置は「第2編 第3部 第1章 第2節 災害復旧予算措置」に基づき次の通りとする。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、国及び県による一部または全部の負担補助を受けることができる。

第2章 ライフライン関連施設等の復旧対策

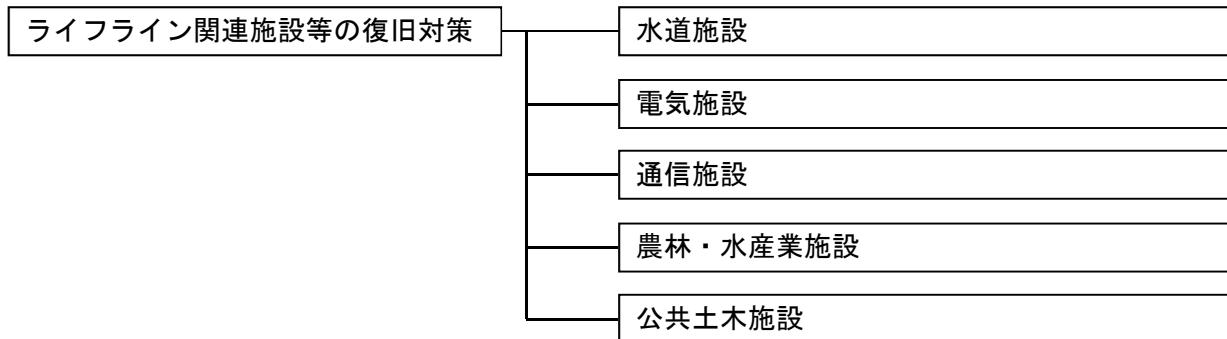
実施体制〔地域振興課、建設水道課、各事業所、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)〕

ライフライン関連施設等の復旧対策は「**第2編 第3部 第3章 ライフライン関連施設等の復旧対策**」に基づき次の通りとする。

上下水道・電気通信等の都市施設、農林業用施設及び道路・河川・漁港等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となる。

これらの施設については、風水害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

<施策の体系>



第1節 水道施設

水道施設は「**第2編 第3部 第3章 第1節 水道施設**」に基づき次の通りとする。

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1. 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- (ア) 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- (イ) 施設の耐震化を図る。
- (ウ) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- (エ) 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

2. 漏水防止対策

風水害後の管路は、損傷が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(1) 漏水調査を実施する。

(2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

- (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、町民への広報、保安対策に万全を期する。

第2節 電気施設

電気施設は「**第2編 第3部 第3章 第2節 電気施設**」に基づき次の通りとする。

原則として復旧の順位は、人命にかかる施設、対策の中核である官公署、町民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、被害状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1. 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

2. 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

3. 通信設備

- (ア) 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

4. 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

第3節 通信施設

通信施設は「**第2編 第3部 第3章 第3節 通信施設**」に基づき次の通りとする。

1. 東日本電信電話株における復旧の順位

風水害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

表 3.2.1 重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第1順位	・気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	・ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	・第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

第4節 農林・水産業施設

農林・水産業施設は「**第2編 第3部 第3章 第4節 農林・水産業施設**」に基づき次の通りとする。

農林・水産業施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。県管理施設については、県に対し早急に復旧の要請を行う。

1. 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- (ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊の恐れのあるもの

(2) ため池

- (ア) 堤体の決壊またはその恐れがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの

(3) 道路施設

道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(4) 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破壊の恐れのあるもの
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの

(5) 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公用及び農業用施設に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの

2. 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

(2) 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公用施設、道路等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

3. 漁港施設

漁港管理者及び海岸管理者は、管理する施設が風水害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設（漁港海岸）

- (ア) 堤防の決壊またはその恐れがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じる恐れのあるもの

(2) 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留または水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能または著しく困難であるもの。（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行または停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れがあるもの

第5節 公共土木施設

公共土木施設は「**第2編 第3部 第3章 第5節 公共土木施設**」に基づき次の通りとする。

公共土木施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。県管理施設については、県に対し早急に復旧の要請を行う。

1. 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う。

2. 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸または天然河岸の破壊で、町民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (イ) 堤防の決壊またはその恐れのあるもの。
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (オ) 護岸、ひ管または天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れがあるもの。

(2) 海岸保全施設（漁港海岸）

- (ア) 堤防の決壊またはその恐れがあるもの。
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。

(ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(3) 港湾施設

(ア) 係留施設の破壊で船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの。

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能または著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 港湾の埋立てで、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの。

(エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れがあるもの。

(4) 砂防設備

(ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊またはその恐れがあるもの。

(イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの。

(ウ) 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋立て土砂が流失し、新たな被害の生じる恐れのあるもの。

(5) 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(6) 急傾斜地崩壊防止施設

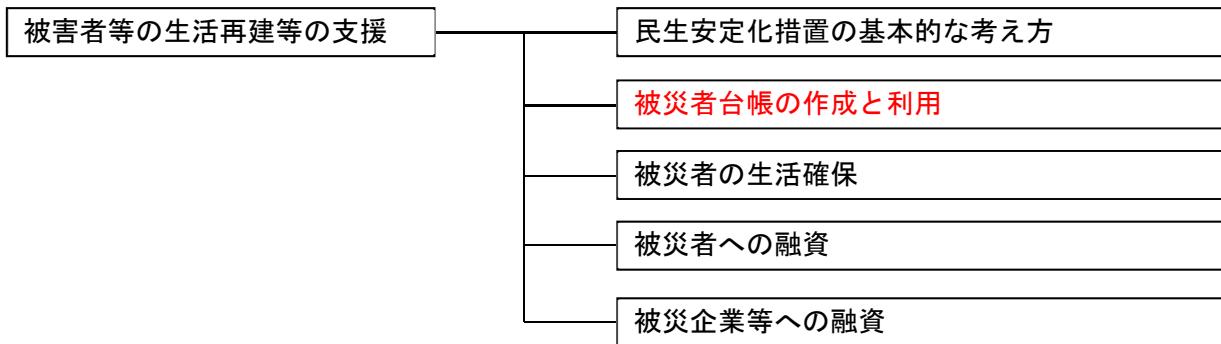
急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

第3章 被害者等の生活再建等の支援

実施体制〔総務企画課、税務住民課、地域振興課、県、警察署〕

被害者等の生活再建等の支援は「**第2編 第3部 第4章 被害者等の生活再建等の支援**」に基づき次の通りとする。

<施策の体系>



第1節 民生安定化措置の基本的な考え方

民生安定化措置の基本的な考え方は「**第2編 第3部 第4章 第1節 民生安定化措置の基本的な考え方**」に基づき次の通りとする。

災害により多くの町民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して民生安定の措置を講じる。

また、災害により被害を受けた町民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、町民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

活動項目を下表にまとめた。

表 3.3.1 活動項目リスト表

活動項目	活動内容
被災者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成と利用
被災者の生活確保	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の維持に向けた事業主への支援 町税の減免等の措置 生活相談 その他の生活確保
被災者への融資	<ul style="list-style-type: none"> 被災者個人への融資(災害援護資金) 被災者個人への融資(低所得世帯)(生活福祉資金) 被災中小企業への融資 被災農林漁業者への融資

第2節 被災者台帳の作成と利用

1. 被災者台帳の作成

総務企画課及び税務住民課は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

2. 被災者台帳の利用

総務企画課及び税務住民課は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

- (ア) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき
- (イ) 町が被災者への援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (ウ) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

第3節 被災者の生活確保

被災者の生活確保は「第2編 第3部 第4章 第2節 被災者の生活確保」に基づき次の通りとする。

1. 雇用の維持に向けた事業主への支援（実施機関：地域振興課）

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への支援援助を図る。雇用調整助成金等の特例的な運用については県（県商工労働部）への要請を行う。

2. 被災者生活再建支援金（県防災危機管理部）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

表 3.3.2 被災者生活再建支援金

対象となる 自然災害	(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 (エ) 上記アまたはイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害 (オ) 上記ウまたはエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 (カ) 上記ウまたはエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害
対象となる 被災世帯	対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする (ア) 住宅が「全壊」した世帯 (イ) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

	(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯) (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)				
	支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる				
支援金の支給額	<table border="1"> <tr> <td>基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)</td><td> 全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円 </td></tr> <tr> <td>加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)</td><td> 建設・購入 200万円 補修 100万円 貸貸(公営住宅以外) 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円 (全壊・解体・長期避難・大規模半壊) 建設・購入 100万円 補修 50万円 貸貸(公営住宅以外) 25万円 (中規模半壊) </td></tr> </table>	基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)	全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)	建設・購入 200万円 補修 100万円 貸貸(公営住宅以外) 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円 (全壊・解体・長期避難・大規模半壊) 建設・購入 100万円 補修 50万円 貸貸(公営住宅以外) 25万円 (中規模半壊)
基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)	全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円				
加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)	建設・購入 200万円 補修 100万円 貸貸(公営住宅以外) 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円 (全壊・解体・長期避難・大規模半壊) 建設・購入 100万円 補修 50万円 貸貸(公営住宅以外) 25万円 (中規模半壊)				
支援支給手続	支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する				

3.鋸南町被災者生活再建支援金（実施機関：総務企画課）

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の支援を受けられない世帯に対しては、「鋸南町被災者生活再建支援事業実施要綱」に基づき鋸南町被災者生活再建支援金を交付し、生活の再建を支援する。

表 3.3.3 鋸南町被災者生活再建支援金

対象となる自然災害	支援金の交付の対象となる災害は、崖崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾濫・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）において住宅の被害が発生した場合等で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱に基づき、知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。
対象となる被災世帯	支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。 ただし、支援対象の災害が発生した際に、町内に居住していた世帯に限り、1つの世帯が重複して、次に掲げる1から3の支援対象になることはできないものとする。 また、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条の規定による被

	<p>災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） 2. この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） 3. この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯） 																																				
一世帯あたりの支援の金額	<p>一世帯あたりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災世帯</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊等解体世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上記金額の4分の3の金額とする。</p>	被災世帯	基礎支援金	加算支援金		全壊世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	半壊等解体世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	補修	50	賃借	25
被災世帯	基礎支援金	加算支援金																																			
全壊世帯	100	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
半壊等解体世帯	100	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
中規模半壊世帯	—	建設・購入	100																																		
		補修	50																																		
		賃借	25																																		
支援支給手続	支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主は、町長に支給申請を行う。																																				

4. 公営住宅の建設等（県土整備部）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設または公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買い取りまたは被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。県は、町や関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

5. 町税の免除等の措置（実施機関：税務住民課）

(1) 方針

- (ア) 町は、被災者に対する町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険料を含む。以下「町民税」という。）徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てる。
- (イ) 町は、被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料または手数料納付者に対し、地方税法は町民税条例により、町民税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切なる措置を講じる。

(2) 期限の延長

災害により納税義務者または手数料納付者が期限中に申告その他書類の提出または町民税を納付もしくは納入することができないと認めるとときは、次の方法により災害がおさまったあと、2か月以内に限り当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合、町長が職権により適用地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、町長が認定し期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が町民税等を一時に納税（納付）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止や換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(5) 減免等

被災した納税義務者に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減額及び納税義務の免除等を行う。

- (ア) 町民税
- (イ) 固定資産税
- (ウ) 国民健康保険料
- (エ)

6. 県税の減免等（県総務部）

被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法または県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または県税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長する。

① 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

② その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付した時は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき2年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

① 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取り扱いで減免する。

② 個人の事業税

納期末到来分については、被災の状況に応じ減免する。

③ 不動産取得税

災害により滅失もしくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、または取得した不動産がその取得直後に災害により滅失もしくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免する。

④ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免する。

⑤ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部または一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、または徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

⑥ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免する。

7. 生活相談（実施機関：税務住民課、警察署）

表 3.3.4 生活相談

町	<ul style="list-style-type: none"> 町においては、被災者のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する
---	---

警察本部	<p>1. 警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>2. 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>
------	---

8. その他の生活確保

表 3.3.5 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
日本郵便㈱	<p>1. 災害救助法が発動された場合、日本郵便㈱は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する</p> <p>(1) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(2) ㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取り扱いについて、各社から要請があった場合の取り扱い</p> <p>(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。</p>
労働局	<p>1. 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2. 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3. 雇用保険の失業給付に関する特例措置</p> <p>(1) 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
NHK	<p>1. 災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する</p>

第4節 被災者への融資

被災者への融資は「第2編 第3部 第4章 第3節 被災者への融資」に基づき次の通りとする。

1. 災害援護資金（県防災危機管理部）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

表 3.3.6 災害援護資金

貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊または家財の被害の価値が時価の1/3以上の損害	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。ただし、被害を受けた年の前年の所得の合計額が次の金額を超えた世帯は対象者とはならない。 a. 世帯員が1人 220万円未満 b. " 2人 430万円 " c. " 3人 620万円 " d. " 4人 730万円 " e. " 5人以上 1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額 f. 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷のある場合 (ア)家財等の損害がない場合 150万円 (イ)家財の1/3以上の損害 250万円 (ウ)住居の半壊 270万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円 (エ)住居の全壊 350万円 ② 世帯主の1か月以上の負傷のない場合 (ア)家財の1/3以上の損害 150万円 (イ)住居の半壊 170万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円 (ウ)住居の全壊 ((エ)を除く) 250万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円 (エ)住居の全体が滅失もしくは流出 350万円	
貸付条件	貸付期間 10年（据置期間を含む） 据置期間 3年（特別な場合5年） 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子） 保証人 連帯保証人になること	
償還方法	年賦償還、半年賦償還または月賦償還	
申込方法	町	

2. 生活福祉資金（県健康福祉部）

表 3.3.7 生活福祉資金

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150万円以内	
貸付条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後 7年以内
	利子	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	a. 連帯保証人となること b. 原則として借受人と同一町に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 c. 生活福祉資金の借受人または借入申込者となっていない者
償還方法	年賦、半年賦または月賦	
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む。	

第5節 被災企業等への融資

被災企業等への融資は「第2編 第3部 第4章 第4節 被災企業等への融資」に基づき次の通りとする。

1. 中小企業への融資（県商工労働部）

県（県商工労働部）は経営安定資金の融資対策を講じる。

表 3.3.8 中小企業への融資

	町認定枠	一般枠	激甚災害枠	高度化融資 (災害復旧貸付)
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 激甚災害により被害を受けた者 • 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> • 知事が指定する災害により被害を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> • 激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方 	<ul style="list-style-type: none"> • 既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
融資用途	設備資金、運転資金		設備資金、運転資金	

融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内	1 中小企業者 8,000万円以内	
融資期間	設備資金 10年以内、 運転資金 7年以内	設備資金 10年以内、 運転資金 7年以内	最長 20年(うち据置期間 3年以内)
融資利率	年 1.0%～1.4% (融資期間による)	年 1.1～1.7% (融資期間による)	年 1.0%～1.4% (融資期間による) 無利子 貸付割合：貸付対象事業 費の 90%以内

2. 農林漁業者への融資（県農林水産部）

(令和2年8月1日現在)

(1) 天災資金

表 3.3.9 天災資金

貸付金の種類	3.0%以内資金	5.5%以内資金	6.5%以内資金
貸付対象	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜または家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油の購入、漁船の建造または取得、共済掛金（農業共済、または漁業共済）の支払い等		
貸付限度額	<p>〈個人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹栽培、家畜、家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) <p>〈法人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 <p>※カッコ内は激甚災害法による特例措置</p>		
利 率	3.0%以内 (平成10年の適用例 0.6%)	5.5%以内 (平成10年の適用例 0.6%)	6.5%以内 (平成10年の適用例 0.6%)
償還期間 据置期間	原則6年以内(果樹栽培、 家畜・家きんの購入等原 則5年以内)	原則5年以内	3年以内(果樹栽培、家 畜・家きんの購入等原則 5年以内)

(2) 県単農業災害対策資金

① 経営安定資金

表 3.3.10 農業経営安定資金

貸付対象	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜または家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等
貸付限度額損	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）
利 率	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）
償還期間 据置期間	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）

② 施設復旧資金

表 3.3.11 農業施設復旧資金

貸付対象	農業用施設の復旧に要する経費
貸付限度額	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）
利 率	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）
償還期間 据置期間	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

(3) 県漁業災害対策資金

① 経営安定資金

表 3.3.12 漁業災害援護資金

貸付対象	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等
貸付限度額	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）
利 率	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）
償還期間 据置期間	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）

② 施設復旧資金

表 3.3.13 漁業施設復旧資金

貸付対象	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費
貸付限度額	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）
利 率	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）
償還期間 据置期間	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

(4) (株)日本政策金融公庫資金

① 農業基盤整備資金

表 3.3.14 農業基盤整備資金

貸付対象	農地または牧野の保全または利用上必要な施設の復旧
貸付限度額	当該年度に負担する額
利 率	変動（毎月見直し）
償還期間 据置期間	25年（据置10年以内）

② 農林漁業セーフティネット資金

表 3.3.15 農林漁業セーフティネット資金

貸付対象	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等
貸付限度額	600万円（特認年間経営費等の3/12以内）
利 率	変動（毎月見直し）
償還期間 据置期間	10年（据置3年以内）

③ 林業基盤整備資金

表 3.3.16 林業基盤整備資金

貸付対象	災害による造林地の復旧	災害による林道の復旧	災害による樹苗養成施設の復旧
貸付限度額	80～90%以内	80%以内	80%以内
利 率	変動（毎月見直し）		
償還期間 据置期間	30年以内 (据置20年以内)	20年 (据置3年以内)	15年 (据置5年以内)

④ 漁業基盤整備資金

表 3.3.17 漁業基盤整備資金

貸付対象	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧
貸付限度額	80%以内
利 率	変動（毎月見直し）
償還期間 据置期間	20年（据置3年以内）

⑤ 農林漁業施設資金

表 3.3.18 農林漁業施設資金

貸付の種類	主務大臣指定施設	共同利用施設
貸付対象	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植または補植	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧
貸付限度額	1施設当たり 300 万円(特認 600 万円、漁船 1,000 万円～11 億円) または負担する額の 80%のいずれか低い額	80%以内
利 率	変動(毎月見直し)	
償還期間 据置期間	15 年(据置 3 年以内) 果樹の改植補償は 25 年 (据置 10 年)	20 年(据置 3 年以内)

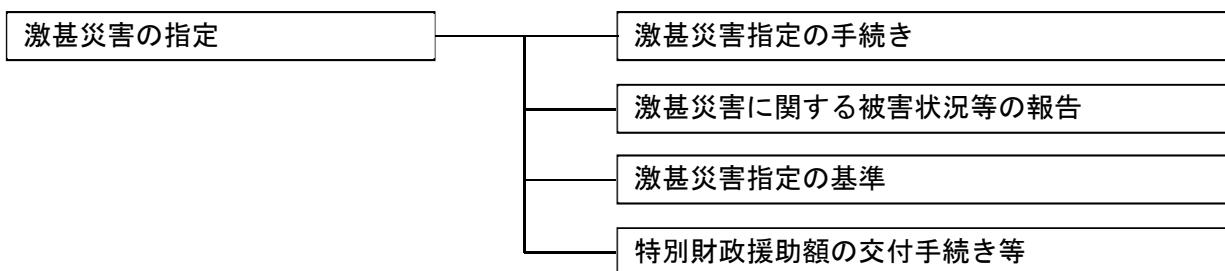
第4章 激甚災害の指定

実施体制 [町長、総務企画課、税務住民課、**地域振興課**、建設水道課]

激甚災害の指定は「**第2編 第3部 第5章 激甚災害の指定**」に基づき次の通りとする。

県及び町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

<施策の体系>



第1節 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、次のとおり行われる。

- (ア) 町長は、災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事（知事への報告ができない場合にあっては内閣総理大臣）に報告する。
- (イ) 知事は、町長からの報告により、速やかにそれ等の内容を内閣総理大臣に報告する（以上は災害対策基本法第53条による）。
- (ウ) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。
- (エ) 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうか答申する。
- (オ) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された場合、政令として公布する。

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、被害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (オ) 災害に対して講じた措置
- (カ) その他必要な事項

知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 激甚災害指定の基準

激甚災害指定の基準は「第2編 第3部 第5章 第3節 激甚災害指定の基準」に基づき次の通りとする。

激甚災害は、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議）の2つの基準がある。激甚災害指定基準は資料編：資料第58、局地激甚災害指定基準は資料編：資料第59のとおりである。

第4節 特別財政援助額の交付手続き等

特別財政援助額の交付手続き等は「第2編 第3部 第5章 第4節 特別財政援助額の交付手続き等」に基づき次の通りとする。

町長は、激甚災害、または局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第5章 義援金の受領・配布

実施体制〔総務企画課、税務住民課〕

義援金の受領・配布は「**第2編 第3部 第6章 義援金の受領・配布**」に基づき次の通りとする。

県は、大規模な風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集団体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集団体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

町は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受け付け、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については「**第3編 風水害等対策編－第2部－第16章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給**」（p3-148）による。

＜施策の体系＞



第1節 義援金品の決定及び周知並びに受け付け

義援金品の決定及び周知並びに受け付けは「**第2編 第3部 第6章 第1節 義援金品の決定及び周知並びに受け付け**」に基づき次の通りとする。

1. 町に寄託された義援金

町に寄託された義援金及び町長あての見舞金は、総務企画課において受け付け・保管する。義援品は総務企画課において受け付ける。

2. 県が募集する義援金

表 3.5.1 県が募集する義援金

機関名	内 容
県	<p>1. 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集団体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 振込金融機関口座(金融機関名、口座番号、口座名等) (イ) 受け付け窓口 (ウ) 募集期間 (エ) 振込手数料の取り扱い (オ) 税制上の取り扱い (カ) 配分方法 <p>2. 受け付け</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>(※寄附金(見舞金)は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

3. 義援金募集団体が募集する義援金

表 3.5.2 義援金募集団体が募集する義援金

機関名	内 容
義援金 募集団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2. 受け付け 関係団体(市町村、社会福祉協議会等)と連携を図りながら、受け付ける。寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金する。

第2節 配分

配分は「第2編 第3部 第6章 第2節 配分」に基づき次の通りとする。

表 3.5.3 義援金の配分

機関名	内 容
町	• 県または義援金募集団体から送付された義援金を、被災者に配分する

第3節 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表は「第2編 第3部 第6章 第3節 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表」に基づき次の通りとする。

表 3.5.4 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

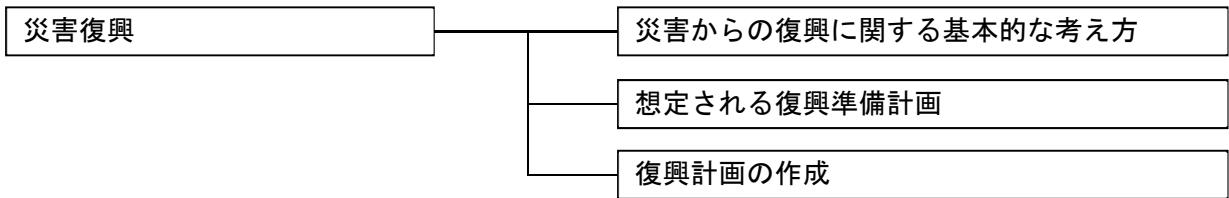
機関名	内 容
県	• 義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する

第6章 災害復興

実施体制〔町長、各課、各事業所〕

災害復興は「第2編 第3部 第7章 災害復興」に基づき次の通りとする。

＜施策の体系＞



第1節 災害からの復興に関する基本的な考え方

災害からの復興に関する基本的な考え方は「第2編 第3部 第7章 第1節 災害からの復興に関する基本的な考え方」に基づき次の通りとする。

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県では、「第19回千葉県災害対策本部会議」及び「第2回令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨千葉県災害復旧・復興本部会議」合同会議を開催し、「千葉県災害復旧及び復興に関する指針」を策定した。

大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、町は、国、県と連携し、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

第2節 想定される復興準備計画

想定される復興準備計画は「第2編 第3部 第7章 第2節 想定される復興準備計画」に基づき次の通りとする。

復興計画を実効ある内容と町民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

1. くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

2. 地域の復興

壊滅的な被害を受けた地域の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性と地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と町民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

3. 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4. 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

第3節 復興計画の作成

復興計画の作成は「第2編 第3部 第7章 第3節 復興計画の作成」に基づき次の通りとする。

1. 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2. 災害復興方針・計画の策定

町は、災害復興対策本部の基、災害復興方針、復興計画を策定し、復興事業を実施する。なお、大規模災害からの復興に関する法律が適用された場合は、国が定めた復興基本方針及び県の復興方針に即して復興計画を策定する。

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3. 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

① 建築基準法第84条による建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合は、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 災害復興事業の実施

① (仮称)鋸南町災害復興会議の設置

町は、災害復興に関する(仮称)鋸南町災害復興会議を設置する。

② 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する（仮称）鋸南町災害復興会議を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。